

平成30年第11回

# 東大和市農業委員会議事録

平成30年11月22日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

## 平成30年第11回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年11月22日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第29号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第30号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第31号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願いについて
- 5 出席委員(13名)

1番 石 原 隆	2番 石 川 文 男
3番 関 田 文 吉	4番 関 田 義 保
6番 比留間 淳 二	7番 岸 光 敏
9番 乙 幡 重 男	10番 岩 田 高 雄
11番 町 田 悦 郎	12番 中 村 勝 司
13番 森 田 良 子	14番 木 下 修 一
15番 大 羽 敬 子	
- 6 欠席委員(1名)

5番 小 林 由美子
------------
- 7 出席した職員

事務局(1) 小 川 泉	事務局(2) 岩 田 豊 和
--------------	----------------

## 8 会議の結果

報告第29号～第31号について、専決処理を確認した。

議案第21号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

## 9 会議の概要

事務局（1） それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。定数15現員数14、小林委員がまだお見えになっておりません。現在のところ、13名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

（午後 2時00分）

### ◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局から報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局（1） それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第29号 農地法第3条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第30号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第31号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書1件についてご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、9番、乙幡重男委員、10番、岩田高雄委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第29号

議 長 続いて、日程第3、報告第29号 農地法第3条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 4件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第29号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしておりますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 よろしいですか。一生懸命やっていた中、ご質問して申しわけないんですが、この〇〇さんの件とまた、せんだっての〇〇さんの件もそうだったんですが、納税猶予の適格者と、本来であれば同じ総会でご提案いただけるのかなとちょっと思ったんですが、3条の届け出がちょっと後になっているんですが、その辺、最近、文書等で特段ご配慮いただいているようなことは何かございますでしょうか。

取り扱い上で、何か3条の届け出を漏れなくやっていたかというようなことを特にご配慮なんかいただいているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局（2） そうですね、こちらに最初出てくるのが、大概適格者のほうが最初皆さん持ってきます。ですので、そのときにお調べして、3条届け出が出ていなかった場合は、大至急届け出してくださいということでお願いはしております。

その結果、ちょっと遅れてしまいますと、適格者が先になってしまうということはあると思います。その場でチェックするようにはいたしております。

議 長 よろしいですか。

町田委員 できれば、本当は3条はもう出て、所有権持っているというふうな形で適格者を判断できればよろしいのかなと、ちょっと感じがしたものですから。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第30号

議長 続いて、日程第4、報告第30号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 2件)

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第30号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 4条の関係なんですけど、これについては、告示内容のもとで事務処理をされていると思うんですが、お手元にもし資料がございましたら、届出書の提出でございませうとか、会長の専決日だとか、もう3週間たっておりますので、受理通知書ももし公開されているようであれば、その交付日等ちょっと教えていただきたいと思います。

議長 はい。

事務局(2) それでは、2件、順番に届け日等についてご報告いたします。

まず1番目の受付番号の43000113、〇〇さんの件でございませう。届け出日、市役所のほうに提出があった日が10月31日、関係する農業委員の意見聴取日ということで11月6日、会長の専決日ですね、決裁いただいた日が11月7日、総会の報告日が本日、11月22日になります。最後に、受理または不受理の通知書の交付日なんですけど、これが11月7日となっております。

続きまして、2番目の〇〇さんの件です。届出日の提出日が10月30日、農業委員の意見聴取日が11月9日、会長専決日11月12日、総会報告日が本日の11月22日、受理または交付の決定日が11月12日。

以上でございませう。

町田委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第31号

議 長 続いて、日程第5、報告第31号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理しておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(2) (議事日程に基づき説明 5件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

2番以外については、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

2番の事案について、報告をいただきます。

蔵敷地区担当、石原委員。

石原委員 ○○さんの件については、平成30年11月9日、土曜日、現地にて所有者本人に、転用する意思があることを確認いたしました。

以上であります。

議 長 報告をいただきました。

報告第31号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 先ほど同様ですね、口頭で結構でございますので、ちょっと報告のほうをいただきたいんですが。

事務局(2) すみません、最初の1ページの1番と2番だけご報告させていただきます。

まず1番目のサンカン開発の件ですが、届出日の提出日が10月25日、農業委員の意見聴取日10月30日、会長専決日10月31日、総会報告日、本日11月22日、受理または不受理の通知書の交付日10月30日。

続きまして、2番目の○○さんの件でございます。届け出日が11月2日、意見聴取日が11

月6日、会長専決日が11月7日、総会報告日が本日11月22日、受理または不受理の通知書の交付日が11月7日。

以上となっております。

議長 町田委員。

町田委員 ありがとうございます。

今、4条と5条について処理の経過を教えてくださいましてすけれども、特に2番の案件についてですね、石原委員のほうから詳細に報告をいただいたところなんですけど、ちょっと思いましたのは、専決処理の件ですが、既に10月30日ですか、受理の通知が行っているわけですね。ですから、1つ思いましたのは、この場で委員の方があえて報告をされなくても、全て手続的に済んでいますので、その辺、今後省いて処理したらいかがなのかなとちょっと思ったんですけども、会長のほうでご検討いただければなというふうに思ったんですけど。

あともう1点が、今事務処理の手続経過をご説明いただいたんですけど、できればそちらのほうの事務処理のほうが適切にしているわけですから、その辺のところを返ってご説明いただいたほうがより適切なのかなという感じがいたしましたので、今後ご検討いただければということでございます。

以上でございます。

議長 長 わかりました。

では、今後の課題といたします。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議長 長 特にないようですので、受理を確認いたします

◎議案第21号

議長 長 続きまして、日程第6、議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 1件)

議長 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時40分)